

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州政府、ニューサウスウェールズ州全域を感染多発地域（hotspot）に指定（7月23日（金）午前1時より施行）

2021年7月22日
在ブリスベン総領事館

●クイーンズランド（QLD）州政府、7月23日（金）午前1時より、ニューサウスウェールズ（NSW）州全域を感染多発地域（hotspot）に指定

1 7月22日（木）、QLD州政府は、23日（金）午前1時より、NSW州全域を感染多発地域（hotspot）に指定する旨発表しました。

本件に関しては、以下の州政府関連HP等（英文のみ）をご覧ください。

○本22日付州保健省ステートメント

<https://www.health.qld.gov.au/news-events/doh-media-releases/releases/new-measures-to-reduce-risk-of-covid-19-spread-in-queensland>

○州政府指定感染多発地域（hotspot）に関する最新情報

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

2 なお、本件措置に伴い、7月23日（金）午前1時よりNSWとの州境のNSW州側にNSW州境地域（a NSW border zone）が設けられ、以下の認められた目的のためである場合に限り、QLD州民がNSW州境地域に入ること、あるいは、NSW州境地域居住者がQLD州に入州（その目的のため必要な場合は日をまたぐことが許容される）することが認められます。また、NSW州境地域以南のNSW州に滞在した場合、当該地域に滞在してから14日間が経過するまで、QLD州への入州は認められません。

○認められた目的

（1）食料や、脆弱な状況にある人やペットを含む世帯及び個人として必要とされ、地元に限適切な購入・提供先が存在しない場合の、他の物資・サービスの購入・享受。

（2）通常越境して行っている、医療・保健サービスの享受及び医療品購入。

（3）通常越境して利用している医療機関等におけるCOVID-19ワクチンの接種。

（4）最寄りである場合の感染検査の受検。

（5）仕事及びボランティア活動。

（6）有償・無償に拘わらず、家族への補助、介護、または支援提供、或いはこれら業務責任の履行。

（7）裁判・調停への出廷・参加、または裁判・調停の命令遵守・実施。

- (8) 保育・養育施設、学校、大学その他教育機関への参加・通学。
- (9) 通常行われている組織的スポーツへの参加や、コミュニティや学校のチームスポーツのような組織的スポーツに参加する子供の送迎。
- (10) 法執行機関による捜査や他の業務への支援・参加。
- (11) 法律に基づく政府組織・機関による権力の行使や業務への支援・参加。
- (12) 現在合意のもと行われている、同居していない親、子供及び兄弟との面接の継続。
- (13) 病気またはケガ乃至身の危険からの退避。
- (14) 緊急時の避難。

また、QLD 州民または NSW 州境近接地域の NSW 州居住者は、以下のようなレクリエーション、観光、イベントや農業祭参加、レストラン利用の目的での越境は認められない。

- (1) 結婚式ないし葬式
- (2) 運動（但し、通常参加する組織的チームスポーツは可）
- (3) 以下の例を含むレクリエーション：上記以外の家族や友人の訪問、休暇、プロスポーツ・イベント観戦、映画館での映画鑑賞及びテーマパークやその他の観光地訪問

○NSW 州境近接地域と QLD 州間の往来については、以下の QLD 州政府関連 HP（英語のみ）をご確認ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update#nsw-border-zone>

3 hotspot に過去 14 日間以内に滞在した場合、或いは、hotspot に指定されて以降当該地域に滞在した場合（いずれか短い方）には、QLD 州民は入州が認められますが、同州民以外は特別許可を得る場合を除き、入州が認められません。また、hotspot から入州が認められる場合（QLD 州民含む）も、自己負担により州政府指定宿泊施設で 14 日間の隔離を行わなければなりません。

4 22 日現在、NSW 州シドニー大都市圏 (Greater Sydney)、Central Coast、Blue Mountains、Wollongong 及び Shell Harbour、ビクトリア (VIC) 州全域及び南豪 (SA) 州が hotspot に指定されています。

5 感染接触注意喚起については日々更新され、濃厚接触 (close contacts)、偶発接触 (casual contacts)、低リスク接触 (low risk contacts) のいずれも対象場所、日時が更に大幅に増えていますので、以下の最新の感染接触注意喚起 (英文のみ) をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html